

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想推進会議

設置要項（案）

第1回 推進会議 資料

令和5年12月1日（金）

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想推進会議

事務局 宇治市都市整備部都市計画課

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想推進会議設置要項（案）

（設置）

第1条 近鉄小倉駅周辺地区におけるまちづくりの将来像を示した「近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想」を踏まえつつ、都市基盤の整備方針などについて、より具体的な整備内容を提示する基本計画をとりまとめるため、近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本計画の検討に関する事項
- （2）その他、近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本計画の検討に関連し必要な事項

（組織）

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（座長及び副座長）

第4条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 座長は会議を総理する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けるときはその職務を代理する。

（推進会議欠席の届出）

第5条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を座長に届け出るものとする。

（委員の代理）

第6条 委員の代理は認めない。ただし、第3条に規定する委員のうち行政委員については、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、あらかじめその旨を座長に届け出なければならない。

（推進会議の開催）

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 推進会議は、原則対面開催とする。ただし、座長が必要と認めるときは、推進会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、推進会議に関して必要な事項は、推進会議に諮って座長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり基本構想推進会議 委員名簿（案）

令和5年12月1日現在

| 分類 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------------------------------|--------|
| 学識委員 | 京都府立大学 名誉教授 | 青山 公三 |
| | 立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授 | 岡井 有佳 |
| | 京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 | 大庭 哲治 |
| 関係団体委員 | 小倉連合町内会 副会長 | 辻 有紀 |
| | 西小倉自治連合会 副会長 | 山口 陽二 |
| | 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長 | 高松 靖司 |
| | 京都京阪バス株式会社 管理部次長兼業務課長 | 石川 秀一 |
| | 一般社団法人京都府タクシー協会 専務理事 | 足立 高広 |
| | 宇治商工会議所 副会頭 | 森下 康弘 |
| | 公益社団法人宇治市観光協会 専務理事兼事務局長 | 多田 重光 |
| | 社会福祉法人宇治市社会福祉協議会 副会長 | 吉田 美恵子 |
| 行政委員 | 京都府山城北土木事務所 企画調整課長 | 中村 光宏 |
| | 京都府山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長 | 松永 弘道 |
| | 京都府宇治警察署 交通課長 | 子富呂 誠一 |

(敬称略)